

退職金の税務と平成24年度税制改正について

今回は、法人税・所得税・相続税において有利とされる退職金に関する税務と、その退職金のうち特定役員に対するものについて平成25年から適用される改正内容についてご案内します。

今回の改正は、公務員の天下りのように短期間で高額な退職金をもらいながら渡り歩くケースには税の優遇措置を認めないというものですが、一般企業の役員でも勤続年数が5年以下であれば関係があるため注意が必要です。(若林 茂)

退職金の税務とその効果

会社が役員等に対して退職金を支給することは以下のような効果が期待されるため、一般的に退職金は各種税金において有利であるとされています。

法人の損益計算上、適正額の退職金は損金に算入される。

取得者本人は退職所得として給与所得等とは分離して所得税の税額計算がされるため、比較的軽い税負担で収入を得ることができる。(1/2課税・分離課税)

死亡退職金を遺族が受け取った時は相続税の対象となるが、一定額(500万円×法定相続人の数)までは非課税とされる。

死亡退職金は、相続税の計算上、同族会社等の株価を純資産価額方式で評価する際に債務計上が可能であり、株価引下げ効果がある。

平成24年度税制改正について

改正前の制度(平成24年以前の各年分)

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した**残額の2分の1**に相当する金額とされていました。

改正後の制度(平成25年以後の各年分)

平成24年度の税制改正により、**特定役員退職手当等**については、この残額の2分の1とする措置が廃止され、特定役員退職手当等の退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した**残額**に相当する金額とされました。

(退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) ~~× 1/2~~ **廃止**

【特定役員退職手当等】

役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

【役員等】

次に掲げる人をいいます。

- 法人税法第2条第15号に規定する役員
- 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- 国家公務員及び地方公務員

特定役員退職手当等(勤続年数4年の場合)
(退職所得控除額: 4年×40万円=160万円)

特定役員退職手当等の額	退職所得金額	
	改正前 (H24年まで)	改正後 (H25年以降)
500万円	170万円	340万円
1,000万円	420万円	840万円

その他の具体的取り扱いについて

平成24年12月31日以前に退職した役員に対して、平成25年1月1日以後に退職手当等が支払われる場合「収入すべきことが確定した日」が基準となるため、株主総会等の決議を要するものについては、その役員退職後その決議があった日となるので、その決議があった日が平成25年1月1日以後であれば、改正後の法令の適用を受けることとなります。

役員等勤続年数が5年以下かどうかの判定

役員等として勤務した期間により計算した年数(1年未満の端数がある場合は、これを1年に切り上げ)とされています。そのため

使用人期間は含めません。

取締役を4年、監査役を2年勤めた場合は役員等として勤務した期間は6年間(取締役4年と監査役2年)になります。

一時勤務しなかった期間がある場合の勤続期間の計算方法について

(他の者の下に勤務した期間がない場合で前に同一の支払者から退職手当等の支払を受けていない場合)勤続期間を合算します。